

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A（5月21日時点）（更新箇所幼稚園部分抜粋）

問60 幼稚園において、小中高を対象とする「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて対応すべき内容はあるか。【新規】

○ 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知）は、5月14日に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、感染症対策と子供たちの学びの保障を両立していく上での基本的な考え方と取組の方向性をまとめたものです。この中で、例えば、

- ・ 5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえ、学校教育活動の実施に当たり必要な措置を講じることが重要であること

※ 今後、幼稚園における対応を含め、文部科学省において、「新しい生活様式」を踏まえた、学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルを作成し、提供する予定です。

- ・ 臨時休業等の実施により、学校において教育活動を実施する時間が限定される場合であっても、電話や電子メール等も活用し、教師が子供の日々の状況を丁寧に把握し、支援することが必要であること

など、幼稚園の日々の活動の中で参考にできる部分については、同通知に示されている考え方を踏まえつつ、幼児の発達段階の特性等に応じて、取組を進めていただくようお願いいたします。

○ なお、本通知に記載されている、臨時休業等を行う場合の、要保護児童等の特に配慮を要する子供への対応については、参考1及び2で示した通知及び事務連絡を踏まえ、引き続き対応いただくようお願いいたします。

また、幼稚園等が臨時休業等を行った場合に実施した幼児・保護者等に対する様々な支援の取組事例については、5月13日付で「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」として文部科学省「子供の学び応援サイト」上に公表しておりますので、ご参照ください。

（参考1）「子供の見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての協力依頼について（通知）（4月28日付け2文科初第201号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20200518-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

（参考2）新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の

関係者への情報提供について（4月23日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20200423-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

（参考3）新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集（令和2年

5月13日時点）

https://www.mext.go.jp/content/20200512-mxt_youji-000005336_002.pdf

担当：初等中等教育局幼児教育課（内3136）

問61 幼稚園において、長期休業期間を短縮したり週休日等を活用したりして、幼稚園教育要領を踏まえた活動を行うことを検討しているが、可能か。【新規】

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、各幼稚園において、感染防止の観点から踏まえた上で、幼児の健やかな成長を促す創意工夫を生かした取組がなされることを期待しています。
- そういった取り組みを進めていただく上で、長期休業期間中や週休日等を活用される際には、教職員の勤務時間等の取扱いについて、ご注意ください。
- また、幼稚園教育は、教科等により教育課程が編成されるものではなく、一人一人の特性に応じて発達課題に即した指導を行うという基本に立ち返り、長期休業期間等の活用にあたっては、幼児の実態や設備等を含めた幼稚園の実情、家庭の状況等を踏まえ、設置者において適切にご判断いただきますよう、お願いします。
- なお、教育週数については、学校教育法施行規則第37条において、「幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下つてはならない。」と規定されており、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合については、「特別の事情」に該当します。
- 最も大切な観点は、現下の状況において、各園が行うことができる活動はどのような内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討いただくことと考えております。
- また、臨時休業期間中は、幼児やその保護者への支援として、家庭でできる遊びの紹介や園内の動植物の様子動画配信等、各幼稚園の実情等に応じた取組の実施にご配慮ください。文部科学省としても、「子供の学び応援サイト」に、子どもが家庭での遊びなどを通じて満足感や充足感を味わい、学びを深められるよう、家庭で実践いただける具体的な遊び等について掲載しており、各園における取組を含め、随時情報を更新していきますので、本サイトもご活用ください。

担当：初等中等教育局幼児教育課（内2376）